

「沖縄県緊急事態宣言」を受けた沖縄・地域 安全パトロール隊のパトロールについて

沖縄総合事務局では、1月20日（水）から2月7日（日）までを期間とする「沖縄県緊急事態宣言」が発出され、1月22日（金）からは飲食店などに午後8時までの時短営業の要請が始まるなど、沖縄県内の新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからない状況にあることに鑑み、下記のとおり沖縄・地域安全パトロール隊のパトロールに取り組むこととしました。

記

（1）目的

沖縄・地域安全パトロール隊のパトロールが、沖縄県における新型コロナウイルス感染症対策及び犯罪抑止に寄与することを目的とする。

（2）実施期間

令和3年1月22日（金）から2月7日（日）までの間とする。

（3）内容

- ・沖縄・地域安全パトロール隊の各パトロール車両に割り当てられたエリアにおいて、飲食店等が多く立地する繁華街をより重点的に巡回する。
- ・パトロール車両を見かけた沖縄県民への早期帰宅の動機付けや不要不急の外出自粛といった沖縄県における新型コロナウイルス感染症対策に寄与する。
- ・パトロール車両の巡回により、閉店している店舗への空き巣などの犯罪企図者への抑止、不審者等を発見した際の通報など、沖縄県における犯罪抑止に寄与する。
- ・これまでどおり学校や公園などの巡回も引き続き実施する。

本件問合せ先：

内閣府沖縄総合事務局

総務部 安心・安全対策推進官

波平 康

電 話 098-866-0066（直通）

F A X 098-860-1000